

特別寄稿

「金融商品取引法における内部統制報告制度」の概要



八田 進二 (はった しんじ)
青山学院大学大学院
会計プロフェッション研究科教授
金融庁企業会計審議会内部統制部会部会長

1. はじめに

2007年2月15日、企業会計審議会は総会を開催し、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に関する実施基準の設定について（意見書）」を取りまとめ、公表した。思うに、2005年12月8日公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」において内部統制の「基準」の原型が示され、その後、2006年11月21日公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の公開草案において「実施基準」の内容が示されており、今般の意見書の公表により、丸2年を超える内部統制関連基準策定作業に一区切りが付けられたことから、晴れてわが国の内部統制報告制度の全体像が明らかになったのである。

実務上の指針となる「実施基準」の策定では、過度で、重複が多く、焦点が絞れていない作業によって多大なコスト負担が生じていると批判の多い、米国の内部統制報告制度の運用状況等を逐次検証し、かつ、さまざまな側面での軌道修正の動向や反省点等をも考慮に入れて検討がなされたことから、膨大な時間が余儀なくされたものと言える。つまり、実務に直結すると思われる「実施基準」の策定については、経営者の評価および公認会計士等の監査の双方にとって合理的な受け入れが可能となるように、まさに一から出発してわが国独自の企業環境に即応する形で策定されたのである。したがって、これを、先行する制度を有する米国の「企業改革法(SOX法)」の下での制度的対応との相違等を掲げて比較ないし批判する向きもあるが、すべての関係者にとっては、こうした誤った評価ないしは解説等に惑わされることなく、今般公表の内部統制に関する一連の基準について正しい理解をしておくことが強く求められるのである。

以下では、「実施基準」に示された制度対応の概要について解説を行うが、企業関係者や監査関係者にとっては、内部統制の「基準」

およびこの「実施基準」の内容を正しく理解して、内部統制報告制度の円滑な導入を図るために、自社に合った内部統制対応を講じていくことが期待されるのである。

2. 「Ⅰ. 内部統制の基本的枠組み」におけるポイント

「実施基準」では、「内部統制は組織の事業活動を支援する4つの目的（筆者注：①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③業務活動に関わる法令等の遵守、および④資産の保全の4つの目的）を達成するために組織内に構築される」としたうえで、そもそも人が関与するものであり、固有の限界を有することから「内部統制は、4つの目的の達成を絶対的に保証するものではなく、……合理的な保証を得ることを目的としている」ことを明確化している。

さらに、「内部統制の構築の手法等は、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、すべての組織に適合するものを一律に示すことはできない」として、経営者に対して、「組織を取り巻く環境や事業の特性、規模等に応じて、自らの組織に適した内部統制を整備し、運用すること」を強く求めている点は、わが国の内部統制報告制度の起点ともなる基本的な考え方であると言える。しかし、ある程度の標準がないと企業側の対応も十分に成し得ないとの観点から、「基準」では、まず、「金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告並びに監査の実施に当たって、前提となる内部統制の基本的な枠組み」が示されることとなったのである。したがって、企業にあっては、組織ごとに工夫を凝らした内部統制対応という自主・裁量^{はんちゆう}の範疇での議論と、一定の標準化の中での内部統制対応という、両面での調和をどのように図っていくかということが課題となることから、まさに、経営者の力量が問われることになるものと思われる。

次に、内部統制の基本的要素に関しては、まず、「組織において内部統制の目的が達成されるためには、6つの基本的要素（筆者注：①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、および⑥ITへの対応の6つの基本的要素）がすべて適切に整備および運用されることが重要である」ことを明示したうえで、統制環境について、これを「他の基本的要素の前提となるとともに、他の基本的要素に影響を与える最も重要な基本的要素」と位置付けている。

「基準」の中でも特に注目度の高いITへの対応に関連する説明は、「実施基準」全体の7分の1のスペースを割いて詳細に行われており、ここでの記載以上の重装備のIT対応等は求められていないことに留意すべきであろう。そのため、内部統制の基本的枠組みにおいても、「組織に深くITが浸透している現状では、業務を実施する過程において組織内外のITに対し適切に対応することが、内部統制の目的を達成するために不可欠」であるとの認識を示したうえで、さりとは、「組織に新たなITシステムの導入を要求したり、既存のITシステムの更新を強いるものではない」との立場を鮮明に打ち出している。つまり、昨今指摘される、わが国の内部統制構築に際しての、過熱気味ともとらえられるIT動向に対しては、冷静な対応が求められることを明示したものである。

3. 「Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」におけるポイント

まず、経営者による評価および報告が効果的に行われていくように、「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」において、6つの基本的要素に分けて全部で42の評価項目が例示されている。したがって、経営者としては、これを全社的な内部統制の評価に際してのチェックシートとして利用することが可能である。次に、業務プロセスに係る内部統制の評価については、ト

トップダウン型のリスク・アプローチの導入により、全社的な内部統制の評価を踏まえて、業務プロセスの評価範囲の的確な「絞り込み」の方法について、詳細な説明が加えられていることは、特筆すべき点と言える。

次に、財務報告に係る内部統制の有効性の評価の範囲の決定に関しては、まず、「経営者は、全社的な内部統制の評価を行い、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲を決定する」としている。この全社的な内部統制については、原則として、すべての事業拠点について全社的な観点で評価するが、財務報告に対する影響の重要性が僅少^{きんしょう}である事業拠点に係るものについては、重要性を勘案して、評価対象としないことも容認している。

業務プロセスに係る評価の範囲の決定については、「主として経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、すべての事業拠点について全社的な観点で評価することに留意する」として、この全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告に係る業務プロセスにおける手続を例示している。そして、決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価については、過大な作業工数を抑制するために、いわゆる「絞り込みの議論」として、わが国独自の評価プロセスを具体的に示しており、トップダウン型のリスク・アプローチの考え方を最大限に活用している点は、特に注意を要するところである。

さらに、評価手続等の記録および保存に関しても、「記録の形式、方法等については、一律に規定されるものではなく、企業の作成・使用している記録等を適宜、利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足りることに留意する」ということで、米国に見られた必要以上の文書化の作業に対して警鐘を鳴らしている。

4. 「Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査」におけるポイント

まず、内部統制監査の目的に関しては、「内部統制監査においては、内部統制の有効性の評価結果という経営者の主張を前提に、これに対する監査人の意見を表明するものであり、経営者の内部統制の有効性の評価結果という主張と関係なく、監査人が直接、内部統制の整備および運用状況を検証するという形はとっていない」として、米国で採用の直接報告業務（ダイレクト・レポーティング）を実施しないことを明らかにしている。しかし、「内部統制監査において監査人が意見を表明するに当たって、監査人は自ら、十分かつ適切な監査証拠を入手し、それに基づいて意見表明することとされており、その限りにおいて、監査人は、企業等から、直接、監査証拠を入手していくこととなる」として、単に机上での間接的手続きのみをもって、監査意見を表明するというのではないことを確認している。

ところで、内部統制監査は、原則として、財務諸表監査と同一の監査人が実施することから、監査計画の策定、監査手続の実施、そして監査証拠の収集等において、両監査は相互に補完ないし統合することが可能であり、もって、より実効性のある監査を期待することが可能となるものと考えられる。このように、内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施の効果を最大限に発揮して、効果的かつ効率的な監査を実施するよう求めていることは、監査人にとって重要な意義を有するとともに、まさに、わが国の内部統制監査がめざす方向であるとも言える。

5. 「実施基準」の5つの特徴

ここに、「実施基準」の有する特徴については、以下の5つにまとめることができる。

- ①内部統制の「基準」の内容に追加して、財務報告に係る内部統制構築の要点と財務報告に係る内部統制構築のプロセスを示すことで、経営者が行うべき内部統制の構築に対する具体的な指針を示していること。
- ②決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスに係る評価範囲の絞り込みに関して、連結ベースの売上高等のおおむね3分の2程度という数値基準を具体的に示すとともに、一般に、不正ないし粉飾の温床と言われる売上、売掛金、棚卸資産の3つの勘定科目に至る業務プロセスについては、原則として、すべてを評価対象とすることを明示していること。また、重要な欠陥の金額的な重要性の判断基準として、連結税引前純利益のおおむね5%程度という数値基準を具体的に示していること。
- ③必要に応じて、経営者と監査人との協議を求め、財務報告に係る内部統制の評価と監査が効率的に実施されるよう手当てしていること。
- ④監査上のサンプリングに関して、日常反復継続する取引について、統計上の正規分布を前提とすると、90%の信頼度を得るには、評価対象となる統制上の要点ごとに少なくとも25件のサンプルが必要になることを数値基準として具体的に示していること。
- ⑤内部統制に係る記録および保存に関して、記録および保存の範囲、形式、方法、期間を具体的に示すとともに、重装備の文書化に至らないように配慮がなされていること。

6. むすび 一円滑な制度導入に向けた対応について

今般公表の「実施基準」は、一般事業会社が念頭に置かれていることから、そこで示されている具体的な例示や項目等については、別途、各業種の特殊性等を加味した形に置き換えて対応することが求められるものと言える。

とりわけ、今般の金融商品取引法の下での内部統制報告制度が、企業集団全体にわたる連結ベースでの内部統制の評価にあることをかんがみるに、海外における事業拠点を多く有すると考えられる商社業界においては、評価範囲の絞り込みだけでなく、いわゆる企業集団全体における「全社的な内部統制の評価」のあり方について、共通の認識を得ておくことが強く求められるものと思われる。そのためには、本制度の適用がなされる2008年4月事業開始年度前の2007年4月開始年度をもって、「試行期間」と位置付け、企業サイドにあっては、内部統制の構築とその「試行評価」を、また監査人にあっては、「試行監査」を実践することで、内部統制報告制度の円滑な導入に向けた対応が講じられるものと期待されるのである。

とどまることのない企業不祥事を見るに、社会的責任の大きな企業に対しては、旧来にも増して、より厳格な内部統制の整備と運用が求められており、今般公表の「実施基準」についても、財務報告の信頼性向上を超えた、より広い視点に立った内部統制制度を実現するに際して、そのよりどころとなることが大いに期待されるところである。いずれにしても、わが国のディスクロージャー制度の信頼性向上の一環として、内部統制報告制度が導入されたことから、国際的視点から見ても、財務報告の信頼性向上に向けた、新たな歴史の一頁が開かれることを意味するものと言えるであろう。 